

令和7年第4回定例会・令和8年1回定例会調査事項に関する提言の方向性について

1 令和7年第4回定例会提言の方向性について

前回（2月24日）の特別委員会において、令和7年第4回定例会調査事項に関する提言の方向性に対して各委員より意見が出されたため、委員会としての提言の方向性を修正した。

重点調査項目2 震災・火災に強いまちづくりについて

(1) 耐震化の促進について

提言の方向性（修正前）		提言の方向性（修正後）※修正箇所は太字・下線部分	
1	<p>【建築物所有者の意識醸成及び耐震の加速化】</p> <p>耐震化の更なる促進に向けては、所有者の意識醸成が不可欠である。そのためには、防災意識が高まる時期を捉えた周知啓発や個別訪問等の戦略的なアプローチを展開し、施策の認知度を高める必要がある。加えて、緊急輸送道路沿道建築物や病院・保育所等の早期耐震化が求められる特定建築物の耐震化率向上には、耐震改修が必要な棟数を把握した上で目標を設定し、個別相談や合意形成への支援、指導・指示を実施するなど、耐震化を加速させる必要がある。</p>	➡	<p>【建築物所有者の意識醸成及び耐震の加速化】</p> <p>耐震化の更なる促進に向けては、所有者の意識醸成が不可欠である。そのためには、防災意識が高まる時期を捉えた周知啓発や個別訪問等の戦略的なアプローチを展開し、施策の認知度を高める取組を総合危険度の高い地域を含めた区内全域に対して行う必要がある。加えて、緊急輸送道路沿道建築物や病院・保育所等の早期耐震化が求められる特定建築物の耐震化率向上には、耐震改修が必要な棟数を把握した上で目標を設定し、個別相談や合意形成への支援、指導・指示を実施するなど、耐震化を加速させる必要がある。</p>

2 令和8年1回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（2月24日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目2 震災・火災に強いまちづくりについて

(2) 防災の視点を踏まえたインフラ等の安全対策について

意見概要		提言の方向性	
①	がけ・よう壁安全対策事業の利用促進に向けては、防災対策指針を定めるべき。（近藤委員・田中いさお委員）	1	<p>【がけ・よう壁における防災対策指針の策定及び事業設計の見直し】</p> <p>がけ・よう壁に対する安全対策においては、防災対策指針の策定や事業設計の見直しを検討すべきである。とりわけ、危険度判定調査では、崩落時における周辺環境への影響を判定方法に反映させることや、相続等による所有者変更の可能性も想定するなど、調査の有用性向上に向けた方策を検討する必要がある。また、事業が活用されない要因を分析し、十分な管理が必要な状態（危険度判定「中」）を助成対象に含めるなど、制度の利用促進に繋げる取組が求められる。</p>
②	がけ・よう壁の危険度判定調査にあたっては、崩落時における周辺環境への影響を判定方法に反映するなど、危険度に対する新たな指標を設定すべき。（小林委員・大野ゆか委員・五十嵐委員）		
③	がけ・よう壁の危険度判定調査では、相続による所有者変更の可能性についても視野に入れ、調査を行う必要がある。（いがらし委員・小林委員）		
④	がけ・よう壁の安全性確保に向けては、事業が活用されない要因を把握し、制度設計の改善に繋げる必要がある。（小野委員）		
⑤	がけ・よう壁安全対策工事助成においては、十分な管理が必要な状態（危険度中）を助成対象に加えることで利用を促し、早期改善に繋げる必要がある。（大野ゆか委員）		

意見概要		提言の方向性	
⑥	がけ・よう壁の所有者に対しては、過去の事故例や危険の兆候を記載した文書等による周知を行い、安全対策の必要性について確認できるようにすべき。(近藤委員)	2	<p>【がけ・よう壁所有者の意識醸成に向けた周知・啓発】</p> <p>がけ・よう壁安全対策事業の利用促進に向けては、所有者の安全対策に対する意識醸成を目的とした、さらなる周知・啓発が求められる。そのためには、所有者が危険性に対する認識を深める上で参考となる周知文書の送付に併せて、修復意思を確認するための手法について検討する必要がある。加えて、安全対策が必要な地域における相談会の実施や法人に対する個別の働きかけなど、多角的な支援の検討が求められる。</p>
⑦	がけ・よう壁所有者の法的責任について周知し、安全対策を加速させる必要がある。(大野ゆか委員)		
⑧	がけ・よう壁の所有者が、危険性に対する認識ができていないか意思確認を行うとともに、意識醸成を行うべきである。(小林委員・小野委員)		
⑨	がけ・よう壁の安全対策が必要とされている地域を対象とした相談会を実施し、所有者や近隣住民の不安を拾い上げる取組が必要である。(五十嵐委員)		
⑩	がけ・よう壁安全対策事業の利用促進に向けては、法人に対する働きかけを強め、制度の活用を促す必要がある。(小林委員)		
⑪	がけ・よう壁安全対策工事助成の活用拡大に向けては、限度額の引き上げを行い、所有者が活用しやすい制度とすべき。(いがらし委員・小林委員・五十嵐委員)	3	<p>【がけ・よう壁安全対策工事助成の活用拡大に向けた支援策】</p> <p>がけ・よう壁安全対策工事助成の活用拡大に向けては、限度額の引き上げを含めた事業内容の充実について検討が必要である。併せて、職員によるアウトリーチ型の取組を行うなど、助成事業の普及に向けた積極的な支援策が求められる。</p>
⑫	がけ・よう壁安全対策工事助成の活用拡大に向けた職員によるアウトリーチ型支援を行うべき。(いがらし委員)		
⑬	がけ・よう壁安全対策事業の充実に加えて、金銭的支援策の拡充を検討すべき。(小野委員)		
⑭	路面陥没の未然防止に向けては、陥没の可能性が高い路面について計画的かつ継続的に調査すべき。(田中いさお委員・小林委員)	4	<p>【路面陥没の未然防止における計画的な取組の実施及び最新技術の活用】</p> <p>災害時における路面陥没の未然防止には、計画的かつ継続的な調査に加えて、調査結果を踏まえた計画的な取組が必要である。とりわけ、陥没の可能性が高い路面については、財政措置を含めた迅速な対応が不可欠である。加えて、最新技術を搭載した車両の活用を検討し、日頃から路面調査と同時に地中の分析調査を行うなど、効率的かつコストの削減に向けた取組を模索すべきである。</p>
⑮	路面陥没の未然防止においては、陥没の可能性が高い路面への早急な対応に加えて、その他の路面においても、対応完了時期を明確にした計画的取組が必要である。(小野委員)		
⑯	陥没の可能性が高い路面下空洞については、財政措置を含めた迅速な対応を行うべき。(五十嵐委員)		
⑰	路面下空洞調査においては、A I等の最新技術を搭載した車両を活用し、路面下空洞調査と地中調査同時に行うなど、効率的かつコスト削減のできる取組を構築すべき。(田中やすのり委員)		